

令和5年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：R4.12.13）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	出張所管理運営費の見直し	出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、標準区における施設数・面積を設定するとともに、算定の見直しを行う。 (第1回幹事会)	令和4年度財調協議内容を踏まえた上での経費設定となっており、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
2	各種援護事業費の見直し	各種援護事業費について、肢体不自由児慰安会の実施方法が、直営から福祉団体に対する助成へと変更していることから、身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費と統合した上で、算定を見直す。 (第1回幹事会)	都案は、未実施区も含めた回帰分析により標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除き、算定すべきであることから、都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
3	待機児童保育事業費の廃止	待機児童保育事業（家庭福祉員事業補助）に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都案は、本事業の過去の経緯を踏まえると、普通交付金で捕捉すべき項目であり、態容補正による算定が妥当であると考ええる。また、態容補正による算定については、保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、新たな単価で設定されるべきと考ええる。 (第2回幹事会)	
4	保育力強化事業費の廃止	本経費は、令和2年度財調協議において、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したことを契機に区側提案があり、合意したものである。 その際、都は「平成30年度時点での実施区が11区に限られることから、あるべき需要として妥当なのか、今後も各区の状況を踏まえ検証する必要がある」と発言している。 令和2年度財調協議から3年が経過し、改めて都で状況を確認したところ、令和3年度の実施区は8区に限られていることが判明した。 よって、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定廃止を提案するものである。 (第1回幹事会)	事業実施区が減少傾向にあること、区ごとの実施状況にバラつきがあることを踏まえれば、普遍性が認められないとして、単位費用における算定を廃止するという都案は、一定程度理解できる。 しかし、財調上、算定すべき項目であり、普通交付金で捕捉すべき項目であることに変わりないことから、態容補正による算定が妥当であると考ええる。 具体的には、補助の実績報告書を挙証資料として、補助実績をもとに算定を加算する形で対応することが可能と考ええるが、算定の可否について、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	衛生総務費 保健福祉サービス推進会議委員謝礼の廃止	保健福祉サービス推進会議に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	都案に基づき、区側において確認を行ったところ、実施区が1区のみであり、特別区の実態を踏まえた提案であることから、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	
6	【小学校費・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し	本経費は、平成29年度に厚生労働省による「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正され、調理従事者に対するノロウイルス検査が努力義務化されたことを契機とし、平成31年度財調協議において区側より提案がされ、都区で合意したものである。 平成31年度財調協議において、区側の当初提案は、特別区の実態をもとに検査回数を年2回と設定したものであった。それに対し、都側から、児童・生徒の安全面を考慮し、先に述べたマニュアルに沿った検査回数である年6回での設定を促し、修正合意をした経緯がある。 ノロウイルス検査の努力義務化から一定年数が経過したことから、特別区の実態について調査をしたところ、検査回数が現行算定の年6回に満たない区が複数区存在することが分かった。これを踏まえ、今回の提案は、実態に即した検査回数に再設定する。 また、検査に係る単価についても、特別区の実態を踏まえた見直しを提案する。 （第1回幹事会）	今回の都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく、特別区の実態を踏まえた検査回数、単価により算定すべきとの内容である。区としては、特別区の実態を踏まえて見直すことに異論はない。 ただし、本件については、先程の発言にもあったように、平成31年度財調協議では、区側が特別区の実態をもとに提案したことに対し、都側から厚生労働省のマニュアルに沿った回数に変更するよう指摘があり、都案に沿って修正合意に至った経緯がある。 今回、国の基準ではなく、区の実態を踏まえた提案とした理由について、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	
		区側より「区の実態を踏まえた提案とした理由」についての確認があった。 先ほど述べたとおり、努力義務化から一定年数が経過している中、年6回での設定に満たない区が複数区存在することが分かったことによる。 また、区側から「都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく」との発言があった。 当該マニュアルは必ずしも年6回の検査を実施することのみを努力義務としている訳ではなく、必要に応じて検査を実施する、ということも努力義務として位置付けている。 そのため、本提案による見直しが、必ずしも国のマニュアルに基づかないことを意味する訳ではないと考えている。 （第1回幹事会）		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	【小学校費・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）の見直し	学校運営費で算定している児童・生徒の安全対策に係る経費である防犯器具購入費、非常通報装置保守委託、防犯カメラ保守委託（学校内・通学路）について、算定の見直しを行う。 まず、防犯器具購入費及び防犯カメラ保守委託（学校内）については、実施区が少数であることから算定を廃止する。 また、非常通報装置保守委託については、現行算定が区の実態と乖離しているため、決算の回帰分析の結果に基づき算定を充実する。 さらに、防犯カメラ保守委託（通学路）については、区の実態を踏まえて1校当たりの経費を見直すことで、算定を縮減する。 （第1回幹事会）	防犯器具購入費については、都の調査では、経費計上区は過半数を下回るものだが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒等の安全に十分留意する必要があるため、そのためにも防犯器具の常備や買い替え経費は維持されるべきである。また、区で都の調査結果を検証したところ、各学校に配当された予算として学校単位での購入を行っている区について、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて廃止するべきではないと考える。 非常通報装置保守委託については、直近実績を踏まえて、算定を充実する内容となっており、妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。 防犯カメラ保守委託（学校内）については、直近実績を踏まえて、算定を廃止する内容となっており、妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。しかし、コミュニティスクールや外部指導員など地域住民の出入が今後増加し、需要は高まっていくことが見込まれるため、区側で改めて提案を検討することを申し添えておく。 防犯カメラ保守委託（通学路）については、1校あたりの保守委託単価について、決算総額を全学校数で除して平均を出しており、妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	児童相談所関連経費	区側からの発言に回答する前に、まず、協議姿勢について、一言申し上げる。 先日の第2回財調協議会の都側総括意見でも申し上げたが、「区側は役割分担による配分割合の見直しを主張するのみで、財源保障の観点から検証しようとする都の質問に対し、明確な回答はありませんでした。」その際に、「都としては財源保障の観点からの議論も必要と考えているので、今後の協議においてはしっかりと対応していただくようお願い」した。 しかし、ただ今の発言では、区側が回答する必要がないものは回答しないという姿勢が明らかになった。 地方自治法では、財調条例を制定する場合には、都区協議会の協議を経てなされることになっており、都区で真摯に協議を尽くすことが必要である。この点については、地方自治法逐条解説においても、都と特別区が真摯に協議することが推奨されている。 また、第1回財調協議会区側提案においては、「課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えている」旨の発言もあった。 これがお互いの立場を尊重しながら議論を尽くしている状態と言えるのか。 協議である以上、意見が対立することはまああることだと思う。自らの主張や考えに合わないから、回答を拒否するような姿勢では協議が成り立たない。今後の協議においては、都側の質問を拒否するような姿勢は改めていただきたいと思う。 (つづきあり)	本件に関しては、すでに2回行われた財調協議会の中で、実質的に議論が始まっているため、区側提案の説明は割愛し、財調協議会における内容を引き継ぐ形で始めたいと思う。 第2回財調協議会において、都区間の財源配分の考え方について、都側から「都と特別区間の財源配分の基礎となる数値を条例で定めるに当たっては、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。」とされている。こうした考えにより、都区間の財源を配分すべきであると考えている」という、全く理解しかねる、明確ではない回答があった。 また、「特別区財政調整交付金は、地方自治法施行令第210条の12により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合、配分割合の変更を行うものである。こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。こうした考えに基づき、都と特別区との協議により決めるべきものと考えている」とも発言があった。 この発言を踏まえると、都側は、都区間の財源配分を決めるにあたっては、都の状況を計る必要はなく、特別区のみ必要額の積み上げによって、都区間の財源配分、つまり配分割合を決めればよいという考え方であると認識してよろしいか。この認識が異なるということであれば、具体的に示されたい。なお、「慎重に吟味する」や、「中期的には安定的な割合」ということは、財源配分の決定方法ではない。区側は、明確な財源配分の決定方法を伺っている。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)	それでは本題に入る。区側から8点についての質問があった。 区側からは、財調協議会における内容を引き継ぐ形で、幹事会での協議を始めたいとのことであったので、まずは、区側から「第2回協議会において回答がなかった」と発言のあった2点についてお答えする。 まず1点目であるが、配分割合を変更する際の原則は、これまで何度も説明しているが、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えている。 次に、2点目については、第2回協議会において、「平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している」と発言している。 次に、都側からも、第2回協議会において、区側からの回答がなかった3点について、回答を求める。 まず1点目であるが、協議会の中で平成10年4月30日の地方行政・警察委員会での自治省財政局長の答弁を紹介した。 読み上げると、「これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになる場合には、これも交付税制度でいいます6条の3第2項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。」というものである。 特別区の児童相談所の設置は、この答弁にある「新しい事務が特別区の分担になる」、「行政需要が新しく付け加わってくる」には当たらないという認識なのか、区の見解を伺う。 (つづきあり)	都側の考え方が、特別区のみ必要額の積み上げによって配分割合を決めるということであれば、明確に法の規定を逸脱したものであるとともに、平成12年都区制度改革によって、新たに確立された都区制度を全く理解していない見解である。都側は、都区制度改革前後で、財調制度の制度運用は何も変わらないという認識なのか、都側の見解を伺う。 なお、都区間の財源配分の考え方について、都区の役割分担に応じて配分するということは、区側の独自解釈であり、都側として認めることができないということであれば、これまで都区で膨大な作業を費やしてきた、平成12年都区制度改革に向けた協議、その後の主要5課題の協議、都区のあり方検討について、一体何のための作業であったのかということを含めて、確認していく必要があると考えている。 また、都区間の財源配分は都区の役割分担に応じて配分すべきという区側の見解は、繰り返しになるが、法解釈として総務省に確認したものである。都側がなおも疑義があるということであれば、都区合同で総務省に確認に行くことは、やぶさかではないので、申し上げておく。 次に、配分割合の変更について、第2回協議会において回答がなかった点について、改めてお聞きする。 1点目は、第2回協議会における都側の説明からすると、配分割合を変更する根拠は、役割分担の変更も含めて、地方自治法施行令第210条の14の規定が全てであるように聞こえたが、そういう考えなのか。 2点目は、仮にそうであるとするならば、平成19年度における配分割合の変更は、同施行令第210条の14に定める著しい財源不足が見込まれなくとも、配分割合を変更していることから、都区の協議で配分割合の変更は可能ということになり、矛盾するが、その点はどのように考えているのか。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)	次に2点目であるが、先ほどの答弁に加えて、もう一つの自治財政局長の答弁も紹介し、この2つの答弁についての区側の認識を確認した。 この2つ目の答弁を読み上げると、「清掃事業等が特別区に移管されます場合には、その実施に要します経費は当然都の負担から特別区の負担に代わってまいります。 したがって、この都区財政調整制度におきましては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう財調交付金を交付するというところでございますから、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になってまいります。 したがって、一般的には現在の都条例で定められております調整割合44%を引き上げる必要が生じてくるということも予想されるわけでございまして、具体的には平成12年4月の法施行時期をめどに都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄えるように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えております。」というものである。 1つ目の答弁に対しては、「お示しいただいた1例目は、地方自治法施行令第210条の14の規定による配分割合の変更規定である。複数年度にわたって著しい財源不足が見込まれる場合または結果としてそういう状態となった場合には、当然に配分割合を変更するものとする強制規定であり、そのような場合には、配分割合を変更しなければなりません。 しかし、これは配分割合を変更する一つのケースであり、全てではありません。今回の特別区の児童相談所の設置については、このケースには当てはまりません。」との回答をいただいた。 (つづきあり)	この2点について、明確に答えていただきたい。 次に、過去の変更事例についても改めて確認する。 平成19年の都補助事業の区自主事業への切り替えとしての1%の変更、三位一体改革の影響による2%の変更、令和2年度の児童相談所関連経費の取り扱いの協議の結果としての0.1%の変更について、どの変更事由に該当し配分割合の変更に至ったのか、認識を伺う。変更事由としては、地方自治法施行令第210条の14か、都区合意している実施大綱に定める都区の役割分担の大幅な変更か、大規模な税財政制度の改正か、その他必要があると認められる場合か、この4点以外の事由によるものなのか、いずれに当たるのか、答えていただきたい。万が一、4点以外の事由であるという場合は、その根拠も含めて示されたい。 なお、都補助事業の区自主事業への切り替えに関しては、平成19年度財調方針では、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえて、配分割合を1%変更しているという点を前提に、答えていただきたい。 第2回協議会における区側の確認に対し、都側の回答は、「配分割合の変更は、都区で協議して決めるもの」とした上で、当時の財調方針を発言したのみに留まっている。区側が確認しているのは、配分割合の変更に至った具体の変更事由であるので、申し添えておく。 次に、都側が、特別区の児童相談所の設置が「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更該当するものではない」という論拠として、1点目に、特別区の児童相談所は一斉移管ではなく令和4年度末時点で設置区が7区であること、2点目に、設置区以外の区域では都に設置義務があること、3点目に、サテライトオフィスの設置を進めていること、4点目に、本来設置区が担う業務の一部について、設置区が法的責任を果たしていないことを挙げている。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)	2つ目の答弁に対しては、「お示しいただいたもう一つの例は、役割分担の変更に伴って、配分割合を変更する必要があることが予想されるが、都区の協議により適切に設定されると言っているわけで、まさに役割分担の変更に伴う配分割合の変更を行うケースを説明しているものです。今回の児童相談所のことについては、このケースに該当すると考えています。」との回答をいただいた。 この2つの答弁は、両方とも清掃事業の移管に際しての配分割合の決め方についての答弁であるが、なぜ1つ目が今回の児童相談所のケースには該当せず、2つ目のものだけが該当するのか、区側の見解を伺う。 次に、3点目であるが、「配分割合を変更しなければ児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」伺ったところ、「区が求めているのは法の主旨と都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う財源配分の変更であり、区の財政運営に支障をきたすかどうか判断基準となるものではないと考えている」旨の回答があった。 この「配分割合を変更しなければ特別区の児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」については、区側が今回の児童相談所のケースに該当するとした2つ目の自治財政局長の答弁についての見解を伺ったものである。 区側が「今回の児童相談所のケースに該当する。」と認めた答弁についての見解を答えられないはずがない。 改めて伺う。「配分割合を変更しなければ児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」答えていただきたい。 区側からの残る6点の質問については、回答を留保し、この第2回協議会でご回答いただいていない3点の質問についての明確な回答をいただいた後に、回答する。 (第1回幹事会)	これらについては、第2回協議会までに、全て論拠になり得ないことを申し上げている。その他に、特別区の児童相談所の設置が「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当するものではない」という論拠があれば示されたい。 なお、都側より、再三にわたり、「特別区は、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となっている」と発言しているが、これは明確に誤りである。正確には、児童福祉法上、特別区は児童相談所を設置可能であり、政令指定を受けた場合は、設置が義務付けられることになるので、今後は表現に留意するようお願いする。 次に、区側から、地方交付税制度において、中核市が児童相談所設置市となった場合を例に、特別区だけが、財源移譲を受けられないことは、不合理であり容認できないと主張したことを受けて、都側より「特別区の児童相談所の経費は、既に需要算定されており、財源は保障されております」との発言があったが、区側の発言の趣旨は、需要として算定しているかということではなく、交付税制度では、府県から当該中核市に財源が付け替わっていることに関して、同じ財源保障制度として、均衡が取れているかという視点での発言である。 つまり、財調制度でも交付税制度と同様に、児童相談所を設置すれば、都から特別区へ財源を付け替えるべきであるということを申し上げている。この点について、改めて見解を示されたい。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		次に、区側が配分割合の変更を求めているのは、法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更であり、地方自治法施行令第210条の14の規定を適用し、配分割合の変更を求めているものではないことを申し上げておく。にも関わらず、都側より、再び、都が受け入れなかった区側提案の合計額について、また、配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか、あるいは財政運営に支障をきたす状況になるのかという点について見解を求められている。 法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更を求めるに当たり、なぜ、このような点が必要となるのか、区側が納得できる理由を示されたい。 なお、都側がこのような点について確認を求める一方、区側が回答する必要がないと申し上げているのは、都区で財源配分の考え方や配分割合の変更の考え方が一致していないことに起因している。 このため、これらの考え方を一致させるために、前段のところで、具体的な財源配分の考え方の確認や、地方自治法施行令第210条の14が変更事由のすべてなのか、過去の変更事例において、どのような事由によって配分割合を変更しているのかを確認しているわけである。区側が確認している点を明確に回答いただければ、財源配分の考え方や配分割合の変更の考え方について、都区で整理することができる。 (つづきあり)	
	児童相談所関連経費 (つづき)		この結果として、都区で整理した考え方の中で、仮に、都側が指摘するような点、つまり、配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか、あるいは財政運営に支障をきたす状況になるのかという点が、必要なか否かが判断できるのではないか。 よって、まずは、区側が確認している点について、しっかりと明確に回答いただければと思う。 (第1回幹事会)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）		都区間の財源配分を協議するにあたり、再三、区側から、都区間の財源配分の考え方、つまり、財源配分の決定方法を確認しているが、都側からはこれまで全く明確ではない回答が続いており、今回に至っては回答すらなかった。 また、回答したという2点についても、区側から、配分割合を変更する根拠は、役割分担の変更も含めて、地方自治法施行令第210条の14の規定が全てなのか、また、仮にそうであるとするならば、平成19年度における配分割合の変更は、同施行令第210条の14に定める著しい財源不足が見込まれなくとも、配分割合を変更していることから、都区の協議で配分割合の変更は可能ということになり、矛盾するがどのように考えているかという質問に対し、都側は、配分割合を変更する際の原則は、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えている、また、「平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している」と回答しているのみであり、区の質問の趣旨を全く無視した回答であった。 それどころか、都側は、区側がすでに回答しているにも関わらず、未だに回答がないと主張し、区側からの確認事項の回答を留保するとしている。 状況を整理させていただくが、区側参考資料をご覧いただきたい。 特別区の児童相談所設置に伴う財調上の取り扱いに関する協議を行うには、まず、調整税等をどのように都区で配分すべきかという観点から、「都区間の財源配分の考え方」を整理し、次に、整理された財源配分の考え方を踏まえて、「配分割合の変更の考え方」、つまり変更事由を整理しなければならない。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		そうすることで、特別区の児童相談所の設置が、変更事由に該当するかどうか、はじめて、協議することができる。 このため、区側は、第1回協議会から、再三、財源配分の決定方法と配分割合の変更事由について質問しているわけである。 一方で、都側から質問があった点は、財源配分の決定方法を考慮せず、変更事由や特別区の児童相談所をどのように取り扱うべきかなどに関する質問に終始している。議論すべき前段の論点を抜きにしているため、都区の考え方がすれ違って当然なわけである。 以上のことから、先に回答すべきは、どちらか論じるまでもない。 なぜ、答えていただけないのか、理解に苦しむ。 こういったことを前提に申し上げるが、区側は誠意をもって都側の質問に回答しているし、都側が区側の回答がないと主張している点についても、区側の考え方を示している。 都側こそが、区側の問いかけに対し、答えていないし、答えたように見せても、質問の趣旨に合わない内容の発言を繰り返しているのみである。 にもかかわらず、あたかも区側が不誠実な対応に終始しているかのように指弾し、区側を貶めるような発言をしたことは到底許されるものではない。 都側こそ、誠意ある対応をすべきである。 次に、都側から質問がありました3点について、答える。 1点目については、この国会答弁には、特別区の児童相談所の設置については、このケースに当たらないと、第1回協議会にて答えているとおりである。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		2点目については、こちらについても、すでに回答をしている。配分割合の変更事由は、独立した2つの事由があり、どちらかに該当すれば、配分割合を変更すべきと考えている。 1つ目の事由として、「都区間の財源配分に関しては、法律によって定められている都区の役割分担に応じて定めるものであることから、都区間の役割に変動があった場合には、基本的には配分割合の変更が必要になるということが原則の考え方であり、これを踏まえて実施大綱における都区合意」の変更事由があること、2つ目の事由として、地方自治法施行令第210条の14で定める変更事由があることを申し上げている。 特別区の児童相談所の設置については、前者に該当することから提案をしている。後者は「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合」に該当していないことから、提案していない。 3点目については、配分割合を変更しなければ賄えないのかということであるが、先ほど、回答する必要があることを、その理由とともに答えている。また、なぜ回答する必要があるのか、都側にその理由を示していただきたい旨、発言しているが、その回答がないので、これ以上何を説明すればよいのか。 なお、清掃事業についての自治省財政局長の答弁を根拠のように説明をされているが、当該答弁は、賄えるように適切な配分割合を定めると答弁しているのであって、賄えないかどうかなどということは答弁していないことを申し上げておく。 最後に、改めて、申し上げるが、財調制度は、法定の制度であるので、法的な解釈、また、平成12年の都区制度改革の趣旨も踏まえて、都側もしっかりと明確な回答をすべきである。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		本日はこれ以上の回答はできないでしょうから、回答は不要であるが、このあとは、都庁内で改めて対応をしっかりと検討していただき、次回までに、財源配分の決定方法について、区側の考え方に賛同するのか、それとも別途法的な根拠をもって、否定するのか、今一度、検討いただきたいと思う。 この点については、次回幹事会において、区側から改めて確認するので、しっかりと対応いただくようお願いする。 この財源配分の決定方法が、明確にならなければ、この先の協議が進められず、今後の協議進行に支障が生じるので、よろしく対応願う。 仮に、次回幹事会においても、明確な回答がないようであれば、都区合同で総務省に法解釈を確認することも提案せざるを得ないということを申し上げておく。 (第1回幹事会)	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	議会運営費（タブレット端末運用経費）	区議会議員用のタブレット端末の活用により、資料や議案などが電子化され、ペーパーレス化の効果も見込まれると考えるが、現行算定されている印刷製本費の見直しは行わないのか。 （第2回幹事会）	議会運営費について、区議会議員用タブレット端末運用に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、各区の議員1人あたり単価の実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
2	企画調査費（区民意識意向調査経費）	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区により区民意識意向調査の実施規模が200人～6,000人とばらつきがある。標準区における実施規模を設定した上で、経費を設定すべきである。また、区案には普遍的でない経費が含まれていることから改めて経費の精査をすべきと考える。 （第2回幹事会）	企画調査費について、区民意識意向調査に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
3	区立施設アスベスト関連事前調査費	アスベスト対策経費については、平成17年度再調整において、公共施設の調査・除去工事及び民間建築物の調査・除去工事助成費等を算定しているが、再調整で算定済みである経費との切り分けについて伺う。 （第2回幹事会）	区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
4	法務管理費	法律相談委託に係る決算額について、人口が同規模にもかかわらず委託料が225倍となっているものもあり、委託の範囲や業務内容の精査が必要であると考え。また、実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではない。 行政不服審査委員に係る経費については、一人当たり単価が最高額である会長の単価を超えている区があるなど、経費内容の精査が必要であると考え。 審理員に係る経費については、平成29年度財調協議時点から計上区数に大きな変化が見られず、また雇用形態の違いや経費のバラつきがあり、単に平均した経費を標準区経費として設定することは妥当でないと考える。 その他の法務管理に係る経費については、標準区経費の設定にあたり、経費が突出している区があることから精査が必要であると考え。 （第2回幹事会）	法務管理費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、一部固定での算定とする。顧問弁護士に係る標準区経費は、節を報酬から委託料に改め、実施区平均により設定する。行政不服審査会委員に係る標準区経費は、開催回数を回帰分析により、単価及び委員数を実施区平均により、それぞれ設定、審理員に係る標準区経費は、実施区平均単価及び人数により設定する。また、その他の法務管理に係る標準区経費は、実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	防災行政無線システム維持管理費	標準区経費の設定に使用した決算に、敷地施設使用料、無線移設経費や免許申請手数料が含まれているが、これらの経費は恒常的に発生する経費なのか伺う。 また、現行算定では電波利用料と総務省定期検査に係る経費は役務費、無線機器保守点検については委託料に計上しているが、区側提案は電波利用料が役務費と使用料及び賃借料に、総務省定期検査に係る経費は役務費と委託料に分かれている。現行算定を踏まえ節について整理するとともに、経費内容の性質や普遍性を考慮し、併せて標準的なモデル台数を設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	防災行政無線システム維持管理費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
6	安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）	区案は標準的な事業モデルを設定したとのことであるが、単価が突出している区があること、各区の実施形態を考慮していないことなどから、モデル設定にかかる経費を精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	安全安心まちづくり推進事業費の防犯パトロール委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについて、時間単価、1日あたり時間数、日数及び人数を実施区平均等により設定する。 (第1回幹事会)	
7	地域コミュニティ活動支援費	令和4年度財調協議において都側から「他の算定項目との重複が懸念される事業等の精査ができておらず、また、年度によって各事業の実績にばらつきがある」と指摘した。今回の区側提案では、未だ他の算定項目と重複が懸念される事項が含まれていると考えるが、どのように精査を行ったのか伺う。 (第2回幹事会)	地域コミュニティ活動支援費について、特別区の実態を踏まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
8	公金取扱手数料（受託業務経費）	区側提案は、受託事務件数に受託事務手数料単価を乗じた各区の見込額を元に標準区経費を設定しているが、標準区として区分ごとのあるべき件数を設定した上で、改定後の受託事務手数料単価を乗じるべきと考える。 (第2回幹事会)	公金取扱手数料の受託業務経費について、受託事務手数料単価が上昇することを踏まえ、算定を充実する。また、令和7年度まで段階的に引き上げる。なお、各年度の改定単価に件数実績を乗じて得た額の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	情報セキュリティクラウド運用経費	区側提案は、各区の年間契約予定額を元に標準区経費を設定しているが、必須機能、選択型必須機能、オプション機能といった区分がある中で、どのような契約内容が標準的なものなのかを検討した上で、経費を設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	情報セキュリティクラウド運用経費について、運用方法の変更を踏まえ、算定を改善する。なお、節を負担金補助及び交付金から役務費に改め、年間契約予定額の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
10	全国手話言語市区長会負担金	全国手話言語市区長会負担金は、令和4年11月時点で23区含め618市区が加入していることから普遍性が認められる。また、団体規模に関わらず一律同額の負担金である点を踏まえた区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	全国手話言語市区長会負担金について、新規に算定する。なお、事業の性質を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は1団体あたりの定められた負担金により設定する。 (第1回幹事会)	
11	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。本事業は、都の「障害者施策推進包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容に変更がないことから、都の包括補助事業の対象であった令和3年度実績をもとに標準区経費を設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、令和4年度予算における補助見込額をもとに標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
12	心身障害者福祉手当支給費	心身障害者福祉手当支給費については、過去の協議において、都区で合理的かつ妥当な水準に関する見解が分かれており「基準財政需要額のあり方」と議論が関連するため、その協議を踏まえるべきものとする。 (第2回幹事会)	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全比例での算定とし、支給実績により標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
13	養育費確保支援事業費	区案は、令和3年度における国庫支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定しているが、事業実施区は12区に留まる。そこで、令和4年度の事業実施区数を伺う。 (第2回幹事会)	養育費確保支援事業費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、国庫支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	高校生等医療費助成事業費	都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。 よって、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。 都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおあり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考え。 また、高校生等医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、独自の政策判断により実施することから、標準的な需要ではないと考えている。 （第1回幹事会）	本件について、都から、令和5年度より制度を始めることについて発表された。 発表を受け、制度や財源負担のあり方について、都区で協議した結果、最終的には、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担すること、また、令和8年度以降の所得制限等の制度の仕組みや財源負担のあり方については、今後別途協議することとなった。 この結果を踏まえ、特別区では子育て支援の観点から、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るためにも、令和5年度から所得制限・自己負担金を設定せずに事業を実施し、都補助の対象外となっている部分については、令和7年度まで、区の負担で実施することとした。 そこで、令和7年度までの臨時的な対応として、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、基準財政需要額に算定するよう提案する。 国において、子ども基本法が可決成立し、都においては、東京都子ども基本条例が施行されていることも踏まえ、子どもの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、是非とも前向きな検討をお願いする。 （第1回幹事会）	
15	区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援）	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。また、各区の実施形態は常勤・会計年度・委託と様々であるが、実施形態を考慮せず、各節を委託料に一括して計上している区側提案は、標準区としてあるべき需要とはなっておらず、妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	区立保育所管理運営費について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア児支援に係る経費を新規に算定する。なお、令和4年度予算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
16	子ども医療費助成事業費	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	放課後児童クラブ事業費	標準区経費の設定方法については、実施区のみ の回帰分析で設定していることから、精査が必要 であると考え。（第2回幹事会）	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに おける報酬に係る経費について、特別区の実 態を踏まえ、算定を充実する。なお、令和4 年度財調協議での都側の意見を踏まえ、標 準区経費は各区の直営施設における年間勤 務時間数の回帰分析により設定する。（第1 回幹事会）	
18	待機児童保育事業費		待機児童保育事業費について、保育士等の 処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を 充実する。（第1回幹事会） 以降、本事業については、【都側提案事項】 No.3「待機児童保育事業費」に記載のと おり。	
19	認証保育所運営費等事業費		認証保育所運営費等事業費について、保育 士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、 算定を充実する。（第1回幹事会）	
20	利用者負担（保育所等）	【区側提案事項】2 その他関連する項目の No.3「基準財政需要額のあり方」に記載の とおり。	【区側提案事項】2 その他関連する項目の No.3「基準財政需要額のあり方」に記載の とおり。	
21	私立保育所施設型給付費等	標準区経費の設定に当たり、施設機能強化 推進費加算の算出に誤りがあるなど、改め て精査すべきと考え。（第2回幹事会）	処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の 見直しに伴い、私立保育所施設型給付費等 について、特別区の実態を踏まえ、算定を 充実する。（第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	標準区経費の設定に当たり、施設機能強化推進費加算の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
23	【態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費を含む	令和2年度財調協議における区側提案は、区立児童相談所の開設実態がない中で、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いたものであり、算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのか、判断がつかないものであった。 しかし、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点で最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえ、このような課題はあるものの、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で見直しを行うことを前提に、合意したものである。 今回の区側提案は、令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容の見直しを提案しているとのことであるので、「合理的かつ妥当な水準」となっているのか、十分に検証させていただく。 なお、これまでの財調協議でも申し上げているが、「合理的かつ妥当な水準」を設定する上では、区の実績だけではなく、国基準や都基準等も踏まえるべきである。 令和2年度財調協議において、都から指摘した、固定費・比例費割合の設定根拠や、子ども家庭支援センターについて、現行の標準事業規模500㎡が妥当かどうか、区側で検証した結果を伺う。 また、新たな態容補正を提案するとのことだが、既に児童相談所関連経費だけで3つの態容補正を設定している。算定の簡素合理化との考えもある中で、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、新たな態容補正が必要と考える理由を伺う。 (第1回幹事会)	本件は、令和2年度財調協議において、「区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直す」ことを都区双方において確認しているところである。 このため、今回は令和3年度までに開設した区の実績をもとに、算定内容の見直しを提案する。 また、現在、児童福祉費の態容補正Ⅲにて算定されている措置費及び旧東京都単独補助事業に係る経費については、実際の措置児童数に応じた算定となるよう、新たな態容補正を提案する。 最後になるが、何よりも子どもたちの安全・安心を確保するという考え方に立ち、東京都全体の児童相談体制を強化していくためには、都と区が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠と考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
24	予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）	予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。 子ども向けインフルエンザの予防接種は、現状、任意接種の位置付けであるが、今後、法定接種化が予定されているのか伺う。 （第2回幹事会）	予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準的な助成対象年齢及び助成額に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	
25	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）	標準的な屈折検査機器の導入台数及び医療職の配置人数に基づくモデルにより、標準区経費を設定しているとのことだが、具体的な設定方法について伺う。 （第2回幹事会）	乳幼児健康診査における3歳児健診の視力屈折検査について、スポットビジョンスクリーナー導入等を踏まえ、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準的な導入台数及び医療職の配置人数に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	
26	公衆喫煙所維持管理経費	区案は直近4か年平均決算額から単価を設定しているが、一部経費が突出している区があることから、精査する必要があると考える。 また、実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 （第2回幹事会）	令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所の維持管理に係る経費を新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ、全固定での設定とする。また、令和4年度財調協議での都側の意見を踏まえ、公衆喫煙所の形状や㎡単価に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	
27	予防接種費（子宮頸がん）	予防接種費（子宮頸がん）については、平成24年度財調協議において新規算定したが、国通知に基づき、平成25年6月から令和3年11月まで積極的な勧奨を差し控えていた。そのため、定期接種分については、積極的な勧奨が再開となったことから、接種率の変動が見込まれており、その設定について、平成30年度財調協議において都区で合意した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率で設定する」との内容を準用することに異論はない。 一方、キャッチアップ接種分の接種率等の設定方法については、令和6年度までの時限措置であることを鑑み、別途精査する必要があると考える。 なお、区案は、定期接種分・キャッチアップ接種分ともに、各区の想定接種率等から単純平均により標準区の接種率等を設定しているが、区毎に接種対象者数や接種者数は異なるため、加重平均により設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	予防接種費（子宮頸がん）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、接種率等は、令和5年度における想定接種率の平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	予防接種費（インフルエンザ）	区案は、令和3年度の接種率等を基に設定しているが、過去の見直し時は複数年度の実績を使用していることや、接種率等は年度間でばらつきがあることが想定されることから、複数年度の接種率等を基に、標準区経費を設定すべきと考える。 また、各区独自の減免は、各区の政策的判断により実施されているものであり、標準区経費に馴染まないものとする。 （第2回幹事会）	予防接種費（インフルエンザ）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、接種率及び減免率等は、令和3年度実績の数値により設定する。 （第1回幹事会）	
29	予防接種費（ロタウイルス）	区案は各区の接種率等から単純平均により標準区の接種率等を設定しているが、区毎に接種対象者数や接種者数は異なるため、加重平均により設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	予防接種費（ロタウイルス）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度実績の数値により設定する。 （第1回幹事会）	
30	【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）	平成21年度財調協議において、当該経費を新規算定した際の標準区経費は、単価や体制、時間、日数を基に設定しているが、本提案における標準区経費の設定方法について伺う。 （第2回幹事会）	環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定充実を充実する。また、事業費が人口に逆相関がある一方、昼間人口においては高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	廃棄物処理手数料	廃棄物処理手数料の設定に対する考え方については、これまでも議論を重ねてきたが、都区の見解は異なっている。都としては、従前から申し上げているとおり、事業系ごみ処理に係る経費は、自己処理責任の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきであり、処理原価に応じた額に設定する必要があると考えている。 平成29年度財調協議において、区側は「廃棄物処理手数料については都が言う『処理原価』とは別に『手数料原価』を定め、改定がなされている。この『手数料原価』は、収集運搬部門においては、手数料に反映すべきではない経費を除外するため、一定の割合を乗じて算出された原価であり、また処理処分部門においては、廃棄物処理処分施設を維持するための一定程度の固定経費があり、ごみ減量とともに原価が上昇することをさけるため、ごみ減量を進める排出業者の負担を勘案し、算出した原価である。」と発言しているが、令和5年10月から改定される廃棄物処理手数料の設定方法も同様の考え方を採用しているのか。その設定方法について伺う。 また、廃棄物処理手数料が改定される令和5年10月に、粗大ごみ処理手数料及び動物死体処理手数料も改定する区があると聞いているが、令和5年度財調で廃棄物処理手数料の改定のみを反映させる理由について伺う。あわせて、この粗大ごみ処理手数料及び動物死体処理手数料の改定を財調に反映させる時期についても伺う。 （第2回幹事会）	廃棄物処理手数料について、令和5年10月からの単価改定に伴い、収集運搬分4円/kg、処理処分分2円/kgを上乗せし、改善する。なお、令和5年度財調は半年分を反映することとし、令和6年度財調より1年分を反映する。また、収集作業費の態容補正Ⅱにおいても、同様に単価改定分を反映する。 （第1回幹事会）	
32	区営住宅維持管理費	区側提案では、委託料の標準区経費が現行算定と比較して約1.6倍に増加しているが、その理由を伺う。 また、建設型の区営住宅を有していない区についても経費が計上されているが、その経費の内容及び計上の理由も併せて伺う。 （第2回幹事会）	区営住宅の維持管理に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	都市整備総務費 （緑化助成経費）	標準区経費の設定に当たって、区案には普遍的でない経費が含まれていることから、改めて経費の精査をすべきと考える。 また、実施区平均を用いた標準区経費の設定は妥当ではない。 （第2回幹事会）	生垣助成等の緑化助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
34	街路灯維持補修費	区案における街路灯の光熱水費、LED灯への切替えに係る改築経費及び更新経費について、どこに設置される街路灯が対象となるのか、その範囲を伺う。 また、街路灯の光熱水費及び改築経費については、平成31年度財調協議の合意結果を踏まえた街路灯種別ごとの基数を設定すべきであることなど、一部精査が必要と考える。 さらに、LED灯の更新経費について、財調上の新たなLED灯切替計画が令和7年度末に完了することを踏まえ、令和8年度財調協議において更新状況を改めて検証する必要があるか、区側の見解を伺う。 加えて、LED灯への切替えに係る改築経費とLED灯の更新経費を同額とする理由を伺う。 （第2回幹事会）	街路灯維持補修費について、LED灯への切替状況を踏まえ、光熱水費及び街路灯改築費を見直し、算定を改善する。 なお、光熱水費は街路灯の種別の割合により、街路灯改築費は実施区平均により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	
35	【小学校費】医療的ケア児支援経費	区側提案は令和3年度決算ではなく、令和4年度国庫補助金交付決定額を使用しているが、その理由を伺う。 また、標準区経費の設定について、回帰分析結果を踏まえ一部固定で設定とするとのことである。しかし、区側提案では標準区あたり3校で本事業を実施するものとしている一方、固定費比率は整数になっておらず、妥当ではない。なお、現在の区側提案を単純に全比例に改めた場合、標準区経費が国庫補助金交付決定額の水準から乖離する。区側提案は国庫補助金交付決定額に基づく提案であることから、乖離が生じないよう、経費設定の方法について精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	小学校における医療的ケア児支援経費について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年度に成立・施行し、医療的ケア児への支援が地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、新規に算定する。なお、令和4年度の国庫補助金交付決定額の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	【小・中学校費】 学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）	スクールロイヤーに係る経費については、地方財政措置が講じられているが、区側提案で地方交付税に準拠した経費設定としていない理由について伺う。 また、本事業について、特別区の実施状況と今後の見通しを伺う。 （第2回幹事会）	学校法律相談事業（スクールロイヤー委託）に係る経費について、昨今の虐待やいじめのほか、学校への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、弁護士への相談を必要とするため、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均実施回数と平均実施単価により設定する。 （第1回幹事会）	
		地方交付税に準拠した経費設定としていない理由、事業の今後の見通しについては承知した。しかし、区側提案は相談回数の設定において、実施区のみ平均回数としており、妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	地方交付税のスキームは、域内の市町村等をサポートする都道府県及び指定都市に対して措置が講じられているものであり、事業スキームが異なるため、地方交付税に準拠した経費設定にすることは出来ない。 実施状況については、利用件数は年々増加しており、令和4年度からは新たに2区が実施予定であり、需要が高まっている。 （第2回幹事会）	
37	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	
38	【小・中学校費】 学校職員費（区費非常勤栄養職員）	栄養職員については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）」により、学校における標準的な人数が設定されている。この点については、協議不調となった平成26年度財調協議においても述べたところであるが、区側提案は義務標準法を踏まえた提案となっているのか伺う。 （第2回幹事会）	学校職員費について、完全給食単独実施校における都費栄養士の配置が2校に1人であり、未配置校に特別区では区費で栄養職員を配置していることを踏まえ、区費非常勤栄養職員に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区の延べ配置時間と、会計年度任用職員の財調単価の医療技術系（医二）により設定する。 （第1回幹事会）	
39	放課後子ども教室推進事業費	放課後子ども教室推進事業については、令和4年度財調協議において区側より提案がなされ、協議不調となった事業であるが、昨年度の提案からの変更点を伺う。また、本事業については、昨年度の協議でも述べたとおり、都の補助金算定基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えているが、都補助の状況に関して変化があったのかを伺う。 （第2回幹事会）	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40	【小・中学校費】 学校運営費（用務委託）	学校運営費（用務委託）については、平成19年度財調協議において、人件費の見直しの一環として、直営から委託化することで新規に算定された事業であり、職員数と代替関係にある。今回の区側提案は事業費のみの提案となっているが、人件費を合わせて見直す必要はないのか、区の見解を伺う。 また、小学校費と中学校費の現行算定の充足率に大きな乖離があるが、その理由を伺う。 （第2回幹事会）	学校運営費について、学校用務委託に係る経費を特別区の実態を踏まえ、1校あたり単価を充実する。なお、標準区経費は実施区の平均実施単価により設定する。 （第1回幹事会）	
41	教職員健康管理費 （産業医報酬）	区側提案は、人数設定について実施区平均としているが、労働安全衛生法に規定されている基準を踏まえて設定すべきと考える。また、単価設定についても、実施区平均での設定や単価のバラつきがあることから妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	教職員健康管理費について、産業医報酬に係る経費を特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均配置人数と平均実施単価により設定する。 （第1回幹事会）	
42	私立幼稚園施設型 給付費	副食費徴収免除加算の経費設定について、一部精査が不足しており、妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）	区側提案では、「令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置く」とのことである。 区側の主張する充足率100.4%となるのは、全費目の合計値と比較した場合であり、費目ごと、施設ごとに見た場合には充足率にバラつきがある。 標準事業規模は標準区における施設規模として、各費目の施設の機能別に設定されており、全体で妥当性を判断すべきものではないと考えている。 そのため、標準事業規模の検証に当たっては、施設ごとに妥当性を判断すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 あわせて、区側から改築及び改修単価について、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する旨の発言があった。 区側提案は、現行の改築及び改修単価の推計方法自体を見直す内容となっているが、現行の推計方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な推計方法と考えている。 （第1回幹事会）	投資的経費の建築工事単価については、東日本大震災後の工事費の高騰等が反映できていないことから、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっている。 今年度の区側提案は、過去の協議における都側の意見を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものである。 第一に、年度事業量のうち、学校の校舎については、各区の長寿命化計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案する。 また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定している。 なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方針等にバラつきがあること、国から示されている客観的なモデルがないこと等から、今後の状況を踏まえて再度検討するものとして、現行の年度事業量の設定を据え置く。 第二に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案する。 また、改修単価については、学校の校舎は、文科省のモデル等を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすることを提案する。 （つづきあり）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）		その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和4年度までの各区予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。 併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。 なお、事業規模については、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置くこととする。 施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。 （第1回幹事会）	
2	【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.1「【投資】投資的経費の見直し（建築工事）」に記載のとおり。	【区側提案事項】2 その他関連する項目のNo.1「【投資】投資的経費の見直し（建築工事）」に記載のとおり。	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	基準財政需要額のあり方	区側から「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』」に関する都側の見解について確認があった。財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事務の内容に即して判断をしていくものと考えている。 なお、区側が挙げた3事業に関する「合理的かつ妥当な水準」についての都の見解は、過去の協議で何度も述べてきており、詳細に述べることはしないが、保育所等の利用者負担の見直しについては国の基準、子ども医療費助成事業費及び私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については都補助の水準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 （第1回幹事会）	保育所及び認定こども園の利用者負担の算定については、財調上、政令の定める上限額をもとに設定されている。一方で、この保育料については、実施主体である市町村が、政令の定める上限を超えないように定めることとされていることから、特別区においては、より低い水準で設定しているところである。 乳幼児、義務教育就学児を対象とした子ども医療費助成事業費の算定については、財調上、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や、一部自己負担金が設定されている。特別区においては、所得制限等を設定せずに事業を実施している。 幼稚園に通う保護者を対象とした利用料金等の負担軽減については、都補助事業では、助成に上限が設定されていることから、保護者に一定の負担が生じている。このため、特別区では私立幼稚園等保護者負担軽減事業費として、都事業の上乗せ補助を行っているが、財調上、算定されていない。 国においては、「子ども基本法」が可決成立し、令和5年4月1日に公布される。都においては、「東京都子ども基本条例」が令和3年4月1日に施行されており、このなかでは「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない」としている。 （つづきあり）	
	基準財政需要額のあり方 （つづき）		子どもの健やかな成長に大きく寄与する施策であることから、いずれも、特別区の実態に合わせた算定となるよう提案する。 また、これらの事業については、過去、何度となく同様の提案を行ってきたが、都側は地方交付税の設定や都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるとして、合意には至らなかった。 大都市である都と特別区の間のみ適用される制度であることを踏まえて、都区財政調整制度は、特別区の実態を踏まえつつ特別区間の財源の調整を図り、行政水準の均衡を確保するものであると考える。 このため、財調上の基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区の実態を反映すべきものである。 本件について、改めて区案に沿って整理されるようお願いするとともに、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」について、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	【経常・投資】物価高騰対策	電気料、燃料費、ガス料の物騰率については、令和5年度フレームにおいて、電気料に20.3%、ガス料に18.3%、燃料費に14.0%を加算する見込みである。 また、建築工事単価についても、令和5年度フレームにおいて、11.3%を加算する見込みである。 (第2回幹事会)	ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇や急速な円安の進展等により、国内の物価関連指数は上昇が続いている。 特別区の行財政運営にも影響を与えていることから、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、以下の事項について提案する。 まず、電気料、燃料費、ガス料について、通常物騰率の適用に加えて、物価の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、令和4年10月までの区部消費者物価指数の高騰を踏まえ、電気料に19.8%、ガス料に20.2%、燃料費に10.1%を臨時的に加算する。 次に、建築工事単価について、資材の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、資材高騰に伴う特別補正分として6%を臨時的に加算する。 (第1回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	特別交付金	特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考え。 また、区側から、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があったが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えていることはあらかじめ申し上げておく。 協議会でも申し上げたが、今年度の申請においても、相変わらず普通交付金で算定している事項の申請が見られ、区側提案により令和4年度から普通交付金の算定対象として合意された事項の申請も多く、多くの区で見受けられた。 中でも、令和3年度財調協議で「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」ことから、区側が実施した調査結果を踏まえて算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、昨年度に引き続き今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていない。現行の制度を適切に運用し、確実な算定を行うためだけではなく、都区双方の事務の軽減の観点からも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いしたい。 （つづきあり）	法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、税源が奪われており、特別区の財政状況は、厳しい状況にさらされている。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げることを求める。 区側が認識していない運用ルールの明確化等を通して、特別交付金の算定の透明性・公平性を向上させていきたいと考えている。そこで、算定除外となった経費について分析したところ、あるべき財政需要について、普通交付金・特別交付金のいずれにおいても算定されていない事例が確認できた。具体的には、複数の補助メニューがある国庫補助事業である。普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものだが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外された。普遍性を理由に普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で「標準算定」として除外される理由について、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	なお、複数の補助メニューがある国庫補助事業について、「普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものだが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外された。」との区側発言があった。この「複数の補助メニューがある国庫補助事業」とは、具体的にどの事業を指しているのか伺う。 （第1回幹事会）		

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	都市計画交付金	都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。 そのため、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってきた。今後とも各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応したいと考えている。 （第1回幹事会）	都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。 近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和3年度にかけて約239億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても増加傾向となっている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けており、平成29年度は8.7%、令和3年度は7.8%となっている。 さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にある。 今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。 区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び交付基準単価を改善することを提案する。 なお、都区の都市計画税の配分について、平成12年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されている。都においても、都市計画事業は当時の決算額ベースで概ね8対2の割合であることを認めたくえで、区側と協議すべき重要な課題として確認する旨の見解を示している。 このことを踏まえ、これまで何度となく、本件の解決に向けた協議を求めてきたにも関わらず、昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができていない。 （つづきあり）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）		そこで、特別区への都市計画税の配分のあり方について、今回、改めて総務省の見解を確認したところ、都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべきという回答があった。 この回答を受け、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議すべきと考えるが、先日行われた財調協議会においても、昨今の発言を繰り返すのみであり、明確な回答はなかった。 我々は特別区の代表として、財調協議に臨んでいる。「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ということではなく、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきである。 このような都側の姿勢は容認できるものではなく、総務省の意向とも異なると考えるが、23区の代表が集まる財調協議の場で議論を行わない理由を伺う。 また、都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。 しかしながら、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。特に目的税である都市計画税の使途については、国は、議会や住民に対しその使途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしている。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）	都市計画税は、都が賦課徴収する目的税であり、法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる。 このため、都としては、この財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではないと認識している。 （第1回幹事会）	区側から、「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」を求めたが、都側から明確な回答はなかった。 また、第1回財調協議会においても、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議できるよう、強く求めてきたが、都側は、これまでと同様の発言を繰り返すばかりである。 総務省の見解は、本件について、都区で協議して決めるべきということである。再三の要請にもかかわらず、何故、財調協議の場で協議に応じないのか、都側の見解を伺う。 なお、「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ことは、各区ヒアリングであり、特別区の代表者の集まる協議の場ではないことを申し添えておく。 （第1回幹事会）	